

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県教育委員会教育長より通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年7月14日

茨城県監査委員	藤 島 正 孝
同	福 地 源一郎
同	岡 野 栄 治
同	齋 藤 良 彦

監査対象機関名 茨城県立下妻第二高等学校	監査実施年月日 平成 28 年 3 月 15 日
<p>○監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項のほか契約に関する注意事項があった。</p> <p>1 予算執行上のチェックが機能しなかったため、下記の事態を生じさせ、かつ必要な措置を講じていないことは著しく適正でない。</p> <p>(1) 公費で支払うべき経費 901,813 円を職員が私費で支払っていた。</p> <p>(2) 納入業者から私費で支払われた旨の連絡を受けたにもかかわらず、調査等の対応をしないまま 10 ヶ月放置していた。</p> <p>(3) 私費での支払いが再発したにもかかわらず、予算主管課である教育庁財務課への報告を長期間怠っていた。</p> <p>(4) 公金による適切な処理を行わず、私費での支払いをそのまま放置していた。</p> <p>2 また、教育庁財務課においては、平成 25 年度の私費支払いの事実と再発防止策の報告を受けたにもかかわらず、平成 26 年度に私費支払いが再発したことは、防止策履行の管理・監督が不十分であると言わざるを得ず、今後は、不適正な財務会計事務処理が生じないように、指導・監督を改善すべきである。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>1 指摘を受けた事項については、職員相互の会計書類のチェックを改めて徹底するとともに、定期的に財務端末による伝票チェックを行い、長期に契約の入力や支払いが滞っているものについては、担当者から説明を受けるなど進行管理を徹底する。また、内部研修の機会を設け法令順守、公金意識の徹底など、職員の資質向上をはかり、再発防止に努める。</p> <p>再発防止には万全を期するが、万が一適正でない事案が発生してしまった場合には、速やかに事実関係を調査し、予算主管課である財務課に報告し連携を取りながら適切に対処していく。</p> <p>2 指摘を受けた事項の防止策として、教育庁財務課において 60 校程度に対して現地調査を実施し、実効性のある対策を講じるとともに、各県立学校における監査の結果について、学校長あてに通知し、全ての学校において類似事案の事務処理が適正になされているかを確認させ、報告を求めるなどして、同様な誤りが発生しないよう指導に努める。</p>	